

淀川水系における新たな流域委員会の骨格

1. 背景

淀川水系においては、平成19年8月に河川整備計画原案を提示し、流域委員会の意見もふまえ、平成21年3月に河川整備計画を策定しました。

今後は、河川整備計画の策定の段階から事業実施の段階へと移ります。

これまでの流域委員会の役割は、河川整備計画の策定に向けて、その原案に対して意見をいただくことでした。新たな流域委員会の役割は、河川管理者が河川整備計画に基づき実施する事業や施策の進捗状況について河川管理者が行う点検にあたって意見を述べ、河川管理者がそれに基づき必要な処置・改善をしていく展開につなげること、また、進捗点検結果や社会情勢の変化を踏まえ、河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合は、河川管理者が示す河川整備計画の変更原案に対して意見をいただくことです。

これまで、関係市町村長、流域委員会の元委員、一般の方々、さらに関係府県知事を対象に「淀川水系流域委員会や淀川水系河川整備計画の進捗状況の点検のあり方に関するアンケート」を実施し、総数130通の回答をいただきました。（回答内容は、近畿地方整備局のホームページに掲載しています。）

アンケート回答では、

- ・ 計画策定の素案作成段階から住民参加がなされたこと。
- ・ 流域委員会は、学識経験者や流域住民で構成され、河川行政の民主化モデルとして始まりました。計画策定に当たっては第一稿から策定までの各段階で、関係地方公共団体、地域住民から意見聴取を行い策定された過程については評価できる。
- ・ 計画の策定に際して、河川工学以外の専門家も含めた流域委員会を設けられて、活発で多様な検討が行われ、また、流域の自治体や住民の意見や要望が反映される機会を与えていただく等、大いに評価するところであります。

など、これまでの取り組みを評価する意見がある一方、

- ・ 第1次・第2次と積み重ねてきたことの上に「原案」が作成されなかったこと（少なくとも、一部の委員、委員経験者、住民等にはそう受けとめられたこと）は、計画プロセス全体として見たときには、大きな失敗であった。
- ・ 3次委員会において、委員の多くが河川管理者の説明に対して納得できないとし、説明責任を果たすよう求めていたにもかかわらず、河川管理者が委員会審議をうち切り、委員会の意見を無視し、河川整備計画案を策定・公表した。
- ・ いまの流域委員会は、河川管理者からの信頼を得られていない。流域委員会は、河川管理者を信頼できない。お互い、不毛であり不幸だ。したがって、これまでのような流域委員会のあり方をそのまま継続することが望ましいとはとても思えない。

など厳しいご意見もいただいております。

近畿地方整備局は、アンケート回答を整理・検討するとともに、アンケート回答でも評価のあった「淀川水系流域委員会レビュー委員会のまとめ」(平成19年4月)も参考にして、新たな流域委員会の設置方法を取りまとめました。

2. 設置方法

(1) 役割

役割については、

アンケート回答では、

- ・情報発信の基となったことから多くの人々が河川に関心を持たれたと思われる。
- ・計画の策定に際して、河川工学以外の専門家も含めた流域委員会を設けられて、活発で多様な検討を行われ、また、流域の自治体や住民の意見や要望が反映される機会を与えていただく等、大いに評価致すところでありませぬ。

など評価する意見がある一方、

- ・委員会が、諮問機関(諮問:有識者または一定期間に、意見を求めること。)なのか、審議機関(審議:ある物事について詳しく調査・検討し、そのものよしあしなどを決めること)なのか、最後まで多くの方々に不明であった。
- ・何を委員会で議論してもらうべきかを整備局で最初に提示しなかったために、あらゆることに意見を述べるのが委員会の姿であるという誤解が生じた。
- ・いろいろな点で多様性を評価するならば、意見書も多数決でなく、いろいろな意見の併記にすべきであった。
- ・委員間の意見が異なることから統一見解への調整に対して委員会の多くの時間が費やされ、年間の限られた経費や時間制約のある会議運営の中で、ダム問題をはじめとする限られた課題に対して理念や方向性に関する議論を乏しい客観的データの中で行い、その結果、管理者の計画に対して、適切でない、認められないという多くの否定的見解と河川管理者へ検討とデータ追加の要請が数多くなされたのが実情である。
- ・一部の委員が自分の意見の正当性を強く主張し、委員会意見を強引にある方向に一本化しようとしたことが、最大の誤りである。流域委員会が決定機関であれば多数決による一本化で良いが、委員会の役割が意見具申であれば審議の内容を正確に伝えることが本来の任務であり、無理な一本化は意見具申を受けた決定権者に誤情報を与えることと同じである。

などの問題点が指摘されました。

また、アンケート回答における提案意見として

- ・委員会は整備計画の策定機関ではないから必ずしも意見を統一する必要がなく、多数の委員で構成されているのであるから複数の意見があつて当然であり色々な意見を意見書として出すべきである。それらの意見等を踏まえて国土交通省が最終的に責任をもって決めるものである。
- ・流域委員会で何を議論すべきなのか、すでに他にさまざまな委員会等が設置されているのだから、また進捗点検がメインとなってくるのだから、再

整理し、委員会で議論すべきことのフォーカスを絞る必要があるのではないか。委員となる専門家の専門性も（臨時委員の活用なども含め）それに合わせるべきだろう。

- ・事業の再評価にあたっては、事業評価監視委員会で実施されている評価方法を踏襲して、実施すればよいと考える。

等の意見がありました。

「レビュー委員会」からは、

- ・流域委員会の6年間の活動により、住民の川への関心が高まったことは成果としてあげられる。
- ・学識経験者は、自らの専門的知識をもとに意見を述べるのが基本的任務であることに鑑み、委員就任を依頼する際には、委員としての役割や特に意見を求めたい分野を明確にしておく必要がある。
- ・河川管理者は諮問を行う際、特に専門的意見を求める事項及び理由、目標とするスケジュール、予算等を明示すべきである。
- ・委員会は、十分な議論を行うことに重きを置く一方で、必ずしも意見統一にとらわれることなく運営の効率化に積極的に取り組み、スケジュール管理、コスト管理を図る必要がある。

との見解が示されています。

以上のご意見を踏まえ、以下のように整理しました。

新たな流域委員会の役割は、河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について意見を述べ、河川管理者がそれに基づき必要な処置・改善をしていく展開につなげること、また、進捗状況の点検結果や社会情勢の変化を踏まえ河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見をいただくことです。

上記の役割から、新たな流域委員会は毎年度の事業進捗に助言を与える立場にあり、河川管理者が作成する事業の継続又は中止の方針を審議する第三者的評価者としての存在ではありません。このため、3年毎の定期に行う事業評価は、「近畿地方整備局事業評価監視委員会」において行うこととします。

そこで、新たな流域委員会の役割を、次のように整理しました。

- ・新たな流域委員会の役割は、
 - 河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について意見を述べ、河川管理者がそれに基づき必要な処置・改善をしていく展開につなげること
 - 進捗状況の点検結果や社会情勢の変化を踏まえ河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べること
- とする。
- ・各委員には個別の課題にとどまらず、幅広くそれぞれの専門分野からの意見をいただく。
- ・基本的に十分に議論した上で意見を取りまとめていただく。しかしながら、結果として、異なる複数の意見となった場合には必ずしも意見を統一する必要はなく、その複数の意見を併記していただく。
- ・いただいた意見を踏まえて河川管理者が最終的に責任をもって計画の実行や計画の変更内容を決めることを明確にする。
- ・河川管理者は、既存の委員会等の審議を反映して進捗点検や河川整備計画の変更原案の作成を行い、新たな流域委員会ではこれらについて意見を述べていただく。なお、河川管理者は新たな流域委員会や既存の委員会等について、その設置目的に応じた運営を行う。
- ・これらのことを新たな流域委員会発足時に明確に委員会に示す。
- ・事業評価は、新たな流域委員会で行わず、「近畿地方整備局事業評価監視委員会」において行う。

(2) 組織と構成

組織と構成については、

アンケート回答では、

- ・委員の構成に地域に詳しい一般住民を加えたことは評価できる。
- ・幅広い意見の聴取と地域の特性に詳しい方が委員に加えられたこと。
- ・上下流、専門分野のバランスに配慮した委員を配置したこと。

など評価する意見がある一方、

- ・一般市民から選ばれた委員は、自分は専門家であると誤解しており、これが委員会での合意形成を妨げたと言ってもよい。
- ・委員定数が多すぎて、委員会で意思決定ができない。流域委員会ではなくて流域機構と呼ぶほど組織が大きすぎた。

などの問題点が指摘されました。

また、アンケート回答における提案意見としては、

- ・治水・利水・自然環境・生態系・社会経済環境などの各分野から選ばれる委員の数は、ある程度バランスがとれるよう配慮することが必要。
- ・学識経験者に限定する。(自然保護団体等の代表は参加させない。)
応用生態学・環境保全学に携われ河川環境の保全・再生を实践された生態学者に限定する。

学識経験者に意見を聞かなければならないのは河川管理者である。従って、委員の選定は河川管理者の裁量の比重を高くすべきである。

- ・委員会の運営の問題点を改善するためには、治水、環境、利水、利用などの課題の専門分野ごとに、少人数による同時、複数の専門検討会の形式「小さな委員会」を主要委員会とし、多くの課題に対してより専門的な深い実践的、かつ機動性のある委員会形式に大きく構造改善することが必要であると考える。

などの意見がありました。

「レビュー委員会」からは、

- ・河川工学など学問領域の専門家のみならず、学識経験者の範囲を拡大し、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え、また、第三者による推薦プロセスを経て、一般公募を含め幅広く委員を選定したことで、多くの意見をもとに議論できたことが評価できる。
- ・これまでのようにその過程の透明性が確保されるよう努めるとともに、意見を効率的、効果的に聴取できるよう専門分野や構成をより一層検討する必要がある。
- ・学識経験者と住民の参加を連動させる方式は、多様な意見を総合的に判断する上で重要な役割を果たした。ただし、意見聴取の方法などに工夫の余地がある。

との見解が示されています。

これらのことから、組織と構成については、淀川流域の河川ならびに河川に係わる事項あるいは活動の存在する地域を対象に、地域での体験の中で培われた知識を有する委員も必要とされていることから委員会には引き続き地域に詳しい委員を加えることとします。一方で、地域に詳しい委員と各分野の専門家である委員とが混成する委員会では、専門的・技術的議論が十分にできないという意見聴取の方法上の課題があったことから、それを解決するため、「地域での経験に基づく議論」と「専門性に基づく議論」に分けて、両方の議論が効果的に行える仕組みが必要と考え、次のように整理しました。

- ・委員の専門性が有効に発揮されるよう、地域に詳しい委員が住民にとって身近でわかりやすい議論を行う「地域委員会」と専門家が専門性の高い議論を行う「専門家委員会」の2つの委員会を設ける。なお、両委員会には議事進行や意見のとりまとめを行う委員長を置く。
- ・委員会の意見を効率的・効果的に聴取できるよう、委員の各分野のバランスを確保する。
- ・多くの課題に対してより議論を深めることができるよう、各委員会の委員構成を10名程度とする。
- ・総合的な観点から審議が行えるよう視点が異なる両委員会の意見交換や情報交換を目的とした「連絡調整会議」を置く。なお、「連絡調整会議」は各委員会から選出されたそれぞれ2名程度の委員で構成する。

(3) 委員の選定

委員の選定については、

アンケート回答では、

- ・1次、2次委員会の委員選任は、実質第三者機関に委ねられ、河川管理者の諮問機関でありながらその独立性を保証し、そのことが委員会、河川管理者双方への信頼を格段に高めた。
- ・流域委員会での議論を豊かにするという意味で、公募等により選ばれた住民等を委員会に加えたことは意味があった。

などの評価する意見がある一方、

- ・委員の構成・選定方法について、どのような方が候補として選定され、どのような基準・方法で選定されるのか、中立性の観点から広く市民に公表されるべきであると考えます。
- ・委員選定を第三者機関にゆだねるかどうかは、結局のところ選考委員会委員の嗜好が反映するわけだから、そこまでの必要はないのではないか。審議過程の透明性が確保されれば、社会的に評価されるしそれで足りるのではないか。

などの問題点が指摘されました。

また、アンケート回答における提案意見としては、

- ・委員の選定は、第1次、2次委員会のように第三者機関が公正・公平に選定し、整備局長が選任する方法が望ましい。この第三者機関には、委員会の継続性を担保するために必ず前任の委員長を入れること。
- ・委員は関係学会推薦を基本とする。
- ・委員選定、委員会運営については、河川管理者を離れた独立した組織で行うこと。
- ・推薦委員と公募委員をつのり選考委員会を選定。

などの意見がありました。

「レビュー委員会」からは、

- ・河川工学など学問領域の専門家のみならず、学識経験者の範囲を拡大し、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え、また、第三者による推薦プロセスを経て、一般公募を含め幅広く委員を選定したことで、多くの意見をもとに議論できたことが評価できる。
- ・これまでのようにその過程の透明性が確保されるよう努めるとともに、意見を効率的、効果的に聴取できるよう専門分野や構成をより一層検討する必要がある。

との見解が示されています。

これらのことから、委員の選定については、これまでと同様、委員の公正・公平な選定に向けて第三者機関による推薦のプロセスを用い、また、幅広く地域委員会の委員選定に向けて公募のプロセスを用いることとして、新たな流域委員会委員の任期や選定のプロセスを含め、次のように整理しました。

- ・河川管理者は、公正・公平に委員の候補者を推薦する推薦委員会を設置する。なお、推薦委員会は、治水・防災、利水・利用、環境、人文・経済・社会の4分野から1名ずつの委員で構成する。
- ・委員の任期については、これまでの委員会や他の委員会等も参考に2年とする。
- ・地域委員は、継続的に淀川流域の河川に関係する様々な活動や研究を行っている方の中から選定する。
- ・専門家委員は、各専門分野の学会に属し実績と経験を持って現在も引き続き研究活動を行っている方の中から選定する。
- ・「地域委員会」の委員は、これまでの流域委員会と同様に公募による候補者と河川管理者が推薦した候補者のリストをもとに、推薦委員会が地域性や活動分野等を考慮して候補者を推薦し、河川管理者が選定する。
- ・「専門家委員会」の委員は、各分野の専門性が重要であることから河川管理者が推薦した候補者のリストをもとに、推薦委員会が専門性を考慮して候補者を推薦し、河川管理者が選定する。
- ・透明性を確保するため、推薦委員会の審議過程は、ホームページ等を用いて公表する。

(4) 運営

委員会の運営については、

アンケート回答では、

- ・徹底した情報公開、委員会の独立した運営、委員自らの提言の執筆、傍聴発言の自由などが、委員会が河川管理者の支配を受けず、公正な意見を述べるために重要であった。
- ・委員会開催ごとに、傍聴者発言を認めるやり方は画期的であった。これで傍聴に行く意欲は高まった。

などの評価する意見がある一方、

- ・管理者から提示された各計画や課題に関して、専門家が多く集まる委員会として実践的な改善代替案の提示や技術的解決策に示唆を与える意見書にはならなかったことはこの委員会のもつ何よりも大きな課題であると考えられる。全体会議の中で議論の項目が少なくなり、自ずと委員の専門性が有効に発揮しにくいことにも大きく起因していると思われる。
- ・専門の研究者とそこで生活する住民の意見を差別することは望ましくないが、それぞれの立場の意見を、より効果的にくみ取る運営ができなかったのかと反省している。
- ・マスコミ受けのする話題など、多くの意見を聴くあまり、策定のプロセスに時間がかかりすぎたように思われる。反面、環境保全対策や治水対策、これらを支える技術などの重要な課題に対する議論が不足していたように思われる。
- ・平成12年に着手し、平成20年4月に策定されたように8年の長い月日を費やし、流域委員会等の運営費用が約21億(H13~H19)要したことは、大きな課題である。
- ・傍聴者の発言内容や発言者に偏りが見られたこと。委員や河川管理者への恫喝とも見られる発言があったことは残念。
- ・委員会運営について全員の意見が必ずしも尊重されない形で運営がなされ、また委員会で必ずしも了解されていない事項についても、執行部が主導したことがあった。
- ・委員会が「自主」的に運営されたため、シンクタンク的能力が発揮されなかった。
- ・その道のプロでも、全体的な河川に対する知識のレベルが違い、最初は議論がかみ合わなく、議論がかみ合うまでに時間がかかりすぎてしまっていた。
- ・傍聴者の発言はよいが、発言者及び発言内容が偏向しがちの場面があった。

などの問題点が指摘されました。

また、アンケート回答における提案意見としては、

- ・専門的な検討については専門委員会等を設けて検討し、関係者からより多くの意見が頂けるよう一層開かれた委員会運営を望む。
- ・議事の進め方や委員長の権限についても不明確さがあった。同時に河川管

理者自身がもっと諮問内容や審議期間等を明確に絞って委員会に諮るべきであったと考える。これは特に第一期の委員会に当てはまることかもしれない。

- ・新規委員への補足説明にどうしても時間を要するので、それも含めたトータルな時間配分、スケジュールの見通しを最初に示すべき（河川管理者の立場で）であったと思う。
- ・シンクタンクには資料収集、専門調査、報告書作成を担わせる等その能力を最大限活用すること。
- ・河川管理者は一層の自信と責任感をもって委員会の運営にあたり、委員の蘊蓄を抽出するよう努めること。

などの意見がありました。

「レビュー委員会」からは、

- ・流域委員会の運営に関する庶務を河川管理者の委託を受けた民間企業が行ったことに関しても流域委員会の充実した活動を補助するという点に鑑みて評価されるべきである。
- ・審議に多くの時間、費用を要したという点では反省すべきところを残す。
- ・部会やワーキンググループを頻繁に行ったことにより、結果的に出席できる委員が限られ、また一部の委員への負担集中があったことからこれについても改善を図る必要がある。
- ・河川管理者は諮問を行う際、特に専門的意見を求める事項及び理由、目標とするスケジュール、予算等を明示すべきである。
- ・委員会は、十分な議論を行うことに重きを置く一方で、必ずしも意見統一にとらわれることなく運営の効率化に積極的に取り組み、スケジュール管理、コスト管理を図る必要がある。
- ・学識経験者と住民の参加を連動させる方式は、多様な意見を総合的に判断する上で重要な役割を果たした。ただし、意見聴取の方法などに工夫の余地がある。
- ・委員会の場で常に傍聴者発言の時間を確保したことや常時住民からの意見を受け付けたこと、現地での意見聴取を実施したこと等を通じて、流域委員会が住民の意見を聴くことにより、住民が意見を述べる機会が増加したとともに、学識者が自らの認識を高めつつ意見を述べることができたということは評価できる。

その一方で、一般住民の傍聴者、発言者が固定した状況も見られた。

との見解が示されています。

これらのことから、委員会の運営について、新たな流域委員会の役割（前述）に基づき、運営の効率化、スケジュール管理の徹底、コストの縮減等を考慮し、運営及び庶務業務を見直して次のように整理しました。

- ・情報公開：引き続きすべての会議（委員会）は公開とし、会議資料や議事録及び寄せられたご意見の積極的な情報公開に努める。なお、委員会や会議資料の公開方法等について情報公開方針を定める。
- ・運営：委員会の運営は、中立性、透明性を確保しつつ、河川管理者が行う。なお、委員の負担軽減や出席可能な会議の設定による委員の公平な発言機会の確保のため、委員会審議の時間的、財政的制約を各委員に明確に示し、運営の効率化に取り組むとともに、年 3～4 回の開催を原則とし、開催日時も工夫する。委員会の事務局は、近畿地方整備局河川部に置き、河川管理者たる河川事務所、関係府県河川部局及び水資源機構関西支社がこれを補助する。
- ・庶務業務（連絡・調整、会議開催計画・運営、委員会審議支援及び情報発信等）：これまでの流域委員会における庶務業務の多くは、議事録作成や会場設営など委員会審議に関与するものではなかったことから、効率化とコスト縮減の観点から、河川管理者が行う。
- ・傍聴：情報公開の観点から、委員会はこれまでと同様に公開とし、傍聴できるようにする。傍聴者の発言については、原則として広く一般の声をお聞きする観点から「地域委員会」で求め、「専門家委員会」では専門的見地から意見をいただくことから傍聴者の発言は求めない。また、議事の進行を妨げる行為や発言が認められた場合には、委員長及び事務局において厳正に対応する。

(5) 関係自治体との関係

関係自治体との関係については、

アンケート回答では、

- ・計画策定に向け、住民・自治体への説明と意見聴取が各段階で実施されたことは評価できる。
- ・関係市町村の首長が一堂に会し、河川整備計画に関し、意見を交換できたことは意義があった。

などの評価する意見がある一方、

- ・委員会は自治体の意見を聞く場ではなく、自治体については、委員会意見とは別に、自治体首長が河川管理者に対して意見を言える立場にある。但し、委員会として、自治体がどのような意見をもっているかは知る必要がある。
- ・自治体や地域住民が地域の実態に即した意見を幾ら申し述べても、流域委員会の見解は否定的なものが多く、「自治体・住民」と「流域委員会」は乖離したままであった。まさに「流域住民不在の流域委員会」という感を強く持った。
- ・流域委員会に、自治体首長や地方議会関係者を入れることは望ましくないと判断するが、恒常的な、意見交換、協議の組織を委員会内に設けるべきであった。
- ・災害時に避難勧告等、沿川住民の生命に直接責任を担う地域災害対策本部長である流域 82 市町村長の首長の意見が整備計画に反映されないことは問題である。

などの問題点が指摘されました。

また、アンケート回答における提案意見としては、

- ・自治体の首長や責任者との情報・意見交換などについては、あらかじめそのルールを明確にしておく必要がある。
- ・流域委員会が、自治体との関係を考慮する必要はない。それは河川管理者の仕事である。
- ・流域委員会は、自治体・住民から収集された河川整備に関わる課題に対して、意見をすべきであるが、委員会が自治体・住民と直接関わりを持つことはすべきでない。
- ・国が河川管理者の場合に、この意見聴取に際して、関係市町村長の意見内容をくみ上げる手法を法的に担保する仕組みが必要である。
- ・住民、自治体とのキャッチボールを優先し、それをもとに委員会審議を行うシステム作ることを提案する。

などの意見がありました。

さらに、流域府県知事からの意見としては、

- ・国が案を示して、国が府県の意見を聴き、府県が市町に聴くという流れの中で、府県・市町は国の案に対してしか意見を述べられず、また特に今回は、整備局と流域委員会が対立し、十分な技術的検討がなされないまま意

見照会されたことは今後の課題である。

- ・淀川水系流域委員会での府県や市町村の関わりについては、早い段階から委員会・河川管理者双方で、府県・市町村の意見を聴き、地域の意向を踏まえた議論がなされるべきである。
- ・近畿地方整備局と「流域自治会議(仮称)」が、一体化した枠組みの中で、今後の淀川流域の様々な政策課題を提案・調整できる仕組みを構築されたい。
- ・流域委員会の内容について関係自治体へのきめ細かい説明を行い、整備計画について理解が得られるようお願いする。

などの意見がありました。

「レビュー委員会」からは、

- ・関係市町村長は住民生活の安全に対して総合的な責任を有することから、河川管理者の責任において積極的に意見を聴き、きめ細かな対応をする必要がある。

との見解が示されています。

これらのことから、関係自治体との関係については、「流域自治会議(仮称)」の設置の動向を踏まえつつ、河川管理者と関係自治体が情報や意見を交換できる仕組みを構築する必要があり、次のように整理しました。

- ・河川管理者は河川法第 16 条の二第 5 項に基づき関係自治体意見を聴く責務があることから早い段階から継続的に関係自治体の長の意見を聴き取る。
- ・関係自治体は住民生活の安全に対して総合的な責任を有すること、また、河川管理者と関係自治体とは河川整備計画のみならず幅広く意見交換を行う必要があることから、新たな流域委員会とは別に、河川管理者と関係自治体とが意見交換を行う仕組みを構築する。
- ・その形態については、淀川流域の自治体の会議を設置するとの府県のご意見や最近の活動もあることから、現在、提案されている「流域自治会議(仮称)」の動きを見定め、関係府県と十分な調整を行い決めていく。
- ・河川管理者は、関係自治体の意見等を新たな流域委員会に情報提供する。また、新たな流域委員会における議論のために関係自治体の意見を聴取する必要が生じた場合には、各委員会と調整したうえで河川管理者が意見聴取を行う。

(6) 関係住民との関係

関係住民との関係については、

アンケート回答では、

- ・住民意見についても、淀川水系河川整備計画策定の各段階において、新聞・HP、会場出席を通じて積極的に聴取されていたと思われる。

などの評価する意見がある一方、

- ・いつも声が大きく大挙動員された洪水の可能性がある地域には居住せず第三者的な関わりでダムに反対する住民が主導権をもち、洪水の可能性がある地域に居住し、又は水道水の確保を求めてダムを切望する住民の「声なき声」はかき消されてしまったのが実態です。
- ・住民が一括りで捉えられてしまうのに非常に大きな違和感をもっています。「住民」の中にも様々な人がいるということを是非お汲み取りいただきたい。

などの問題点が指摘されました。

また、アンケート回答における提案意見としては、

- ・サイレントマジョリティへの発信と受信に知恵を出して欲しい。
- ・委員会審議の傍ら、ついでに住民意見を聴くのではなく（毎回同じメンバーの発言ばかりなので）自治体は住民の意見を聴くことを目的とした委員会会議を開いたら良い。
- ・淀川流域は地域的な差異も大きい。そのため地域に特有の問題を議論し、あるいは住民のあいだの利害・意見を住民のあいだで調整し合意形成に向かうための住民の組織化（市民会議など）を多層的に整えることが不可欠ではないか。
- ・委員会の活動として、自治体や住民との関わり方、特に住民意見を聴くなど、個人的には委員会の好ましい姿とは思われない。もし、このような役割を委員会が持つとすれば、それは、流域委員会とは全く別の機関を作った方がよい。

などの意見がありました。

「レビュー委員会」からは、

- ・河川管理者自らが住民の意見聴取、反映を行う責務を有している。
- ・流域委員会が行う意見聴取と河川管理者が行う意見聴取の位置づけ、目的等の違いが住民に明確に伝わるよう努力すべきである。
- ・住民参加を重視したこと、学識経験者の意見との連動を行った点は評価する。
- ・委員会の場で常に傍聴者発言の時間を確保したことや常時住民からの意見を受け付けたこと、現地での意見聴取を実施したこと等を通じて、流域委員会が住民の意見を聴くことにより、住民が意見を述べる機会が増加したとともに、学識者が自らの認識を高めつつ意見を述べることができたということは評価できる。
- ・河川管理者は、幅広く住民の関心が得られるよう、情報提供の仕方を工夫

するとともに、流域委員会だけでなく多様な機会を確保するよう努める必要がある。

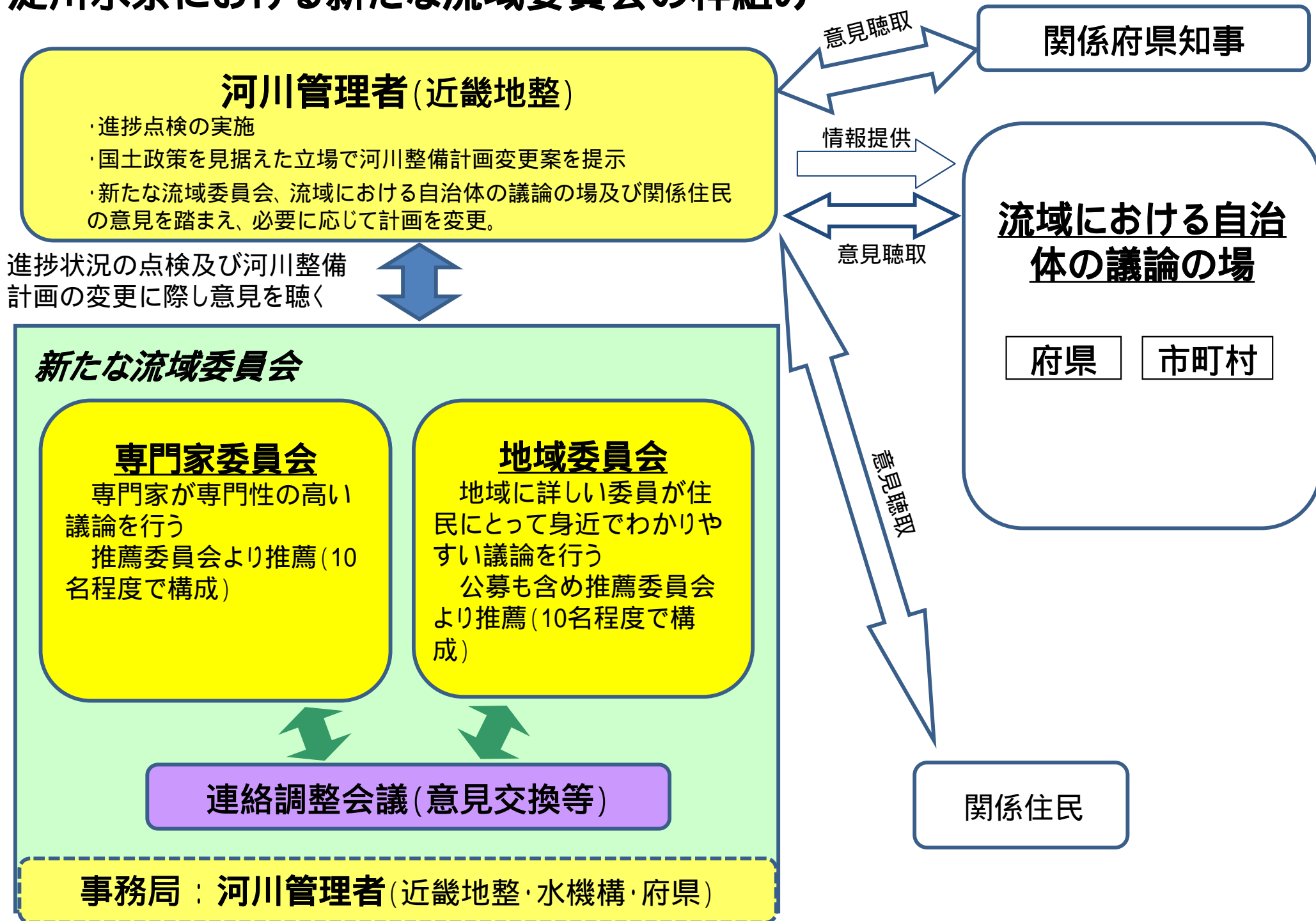
との見解が示されています。

これらのことから、関係住民との関係について、河川管理者が河川整備計画の策定・変更において関係住民の意見聴取を行う責務を有していることを前提に、次のように整理しました。

- ・河川管理者は、河川法第 16 条の二第 4 項に基づき、関係住民への説明の機会を設ける等により、引き続き積極的に意見を聴取する。なお、その結果は新たな流域委員会に情報提供する。
- ・新たな流域委員会における議論のために関係住民の意見を聴取する必要性が生じた場合には、各委員会と調整したうえで河川管理者が意見聴取を行う。

参考： 淀川水系における新たな流域委員会の枠組み

淀川水系における新たな流域委員会の枠組み



意見聴取: 河川整備計画の変更を行う場合に、河川法の16条の2、あるいはそれに準じて意見を聴くこと